

浜中町赤十字奉仕団規約

浜中町赤十字奉仕団規約

(団の目的)

第1条 浜中町赤十字奉仕団《以下「奉仕団」という。》は、赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るい住みよい社会を築き上げていくために必要な実際的な事業に奉仕する。

(団の信条)

第2条 奉仕団の団員は、次に掲げることを信条とする。

1. すべての人々のしあわせを願い、陰の力となって人々に奉仕する。
1. 常に工夫して、人々のためによりよい奉仕ができるよう努める。
1. 身近な奉仕をひろげ、すべての人々と手をつないで世界の平和につくす。

(運営の基本)

第3条 奉仕団は、赤十字奉仕団規則及び本規約のさだめるところに基づいて運営するものとする。

《団の事務所》

第4条 奉仕団の事務所は、社会福祉法人浜中町社会福祉協議会に置く。

(奉仕の内容)

第5条 奉仕団は、次に掲げる奉仕活動に従事する。

1. 災害救助に関する奉仕
2. 保健衛生等に関する各種事業への奉仕
3. 社会福祉及び援護を要する者への奉仕
4. その他赤十字の理想を達成するために必要な奉仕

《組織》

第6条 奉仕団は、奉仕団の活動に深く理解を有する社員及び一般篤志者をもって組織する。

(役員)

第7条 奉仕団に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
委員	若干名
監事	2名

(役員の仕事)

第8条 委員長は、奉仕団を代表しその業務を総理する。

2. 副委員長は委員長を助け事故あるときは委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

3. 委員は、奉仕団の運営に参画し、その職務の執行にあたる。

(役員を選出)

第9条 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

2. 委員は、団員の中から互選する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(委員会の設置)

第11条 奉仕団に委員会を置く。

2. 委員会は、役員をもって組織する。

(委員会の仕事)

第12条 委員会の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 奉仕活動の基本的な計画に関すること。
- (2) 奉仕活動に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 収支予算並びに決算に関すること。
- (4) 団員の除籍に関すること。
- (5) 講習会その他団員の研修会等に関すること。
- (6) その他奉仕団の運営に関する重要な事項について審議すること。

(総会)

第13条 総会は、委員長が招集する。

2. 総会は、役員並びに団員で構成し年1回開催することができる。

(団員の総合協力)

第14条 奉仕団の活動に際しては、委員及び少数の団員に負担がかかることがないようにすべての団員が協力し合わなければならない。

(経費)

第15条 奉仕団の活動に必要な経費は、支部及び分区の交付金をもって充てる。

(会計年度)

第16条 奉仕団の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

(補足)

第17条 この規約に定めのない事項は委員会において定める。

附則

1. この規約は、平成5年7月27日から施行する。
2. この規約は、平成17年4月1日から施行する。

赤十字奉仕団員の信条

- すべての人々のしあわせを願い、陰の力となって人々に奉仕する。
- 常に工夫して、人々のためによりよい奉仕ができるよう努める。
- 身近な奉仕をひろげ、すべての人々と手をつないで、世界の平和につくす。

赤十字奉仕団の信条の唱和のしかた

「一文ずつリーダーが読み上げますので、その後が続いてご唱和願います。」

リーダー： 「赤十字奉仕団員の信条」

ひとつ、すべての人びとのしあわせをねがい、

全 員： ひとつ、すべての人びとのしあわせをねがい、

リーダー： 陰の力となって人びとに奉仕する。

全 員： 陰の力となって人びとに奉仕する。

リーダー： ひとつ、常にくふうして人びとのために

全 員： ひとつ、常にくふうして人びとのために

リーダー： よりよい奉仕ができるよう努める。

全 員： よりよい奉仕ができるよう努める。

リーダー： ひとつ、身近な奉仕をひろげ

全 員： ひとつ、身近な奉仕をひろげ

リーダー： すべての人びとと手をつないで、

全 員： すべての人びとと手をつないで、

リーダー： 世界の平和につくす。

全 員： 世界の平和につくす。